

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる



プレスリリース 令和7年3月4日(火)



島根県 しまねブランド推進課

担当者名 陶山

TEL 0852-22-6397

Email brand@pref.shimane.lg.jp

誰
もが、
誰か、
た
か
ら
の
。

「島根県ふるさと伝統工芸品」の指定について

島根県では、郷土の自然と県民の暮らしの中で育まれ受け継がれてきた伝統工芸品を、昭和56年より「島根県ふるさと伝統工芸品」として指定し、その振興を図っています。

今回、下記の製造者の工芸品を「島根県ふるさと伝統工芸品」として指定することとし、知事から指定書の交付を行います。

記

1. 日時 令和7年3月5日(水) 13:00～13:30
2. 会場 島根県庁 301 会議室
3. 指定工芸品及び製造事業者名

工芸品名	製造事業所名	製造事業者名	地域
刳物(くりもの)木工	出雲かんべの里木工工房	村山 創達(むらやま そうたつ)	松江市
組子細工	舟木木工所	舟木 清(ふなき きよし)	雲南市
石見神楽面	御面屋 恵木舞工房	恵木 勇也(えぎ ゆうや)	江津市
石見神楽衣裳	神楽衣裳 大畑や	杉井 公人(すぎい きみひと)	江津市

【参考】

○指定状況：今回の新規指定を含め62品目、82製造事業者を指定。

○指定要件：郷土の自然と県民の暮らしの中で育まれ受け継がれてきた伝統工芸品で、次の要件に該当するもの。

- (1) 島根県内で製造されているもの
- (2) 主として日常生活に使われるもの
- (3) 製造過程の主要部分が手作業によるもの
- (4) 伝統的な技術や技法によって製造されたもの
- (5) 伝統的に使用されてきた原材料を使って製造されているもの

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和6年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/jigyo.data/shinkikakujuR6.pdf>

(島根創生計画)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku_illustrated.pdf

島根創生計画

I 活力ある産業をつくる
2 力強い地域産業づくり
(3) 地域資源を活かした産業の振興 (P.22)

